## くしろ

## ともに創りあげる社会をめざして

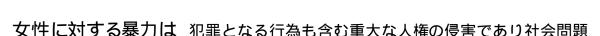
# 男女共同参画通信

Vol. 10

発行日:平成16年12月15日

〒085-0018 釧路市黒金町7丁目4番 釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課

31-4579 Fax22-9096



内閣府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成14年度)によると女性の約5人に1人は夫等からの暴力の被害を経験しており、平成14年度中の婦人相談所一時保護への入所理由のうち夫等の暴力が63%と全体の半分を超えています。また、平成15年度中のストーカー行為の被害者の9割は女性です。

## 配偶者間における暴力の被害者の多くは女性

警察庁の統計によると平成 15 年度中に検挙した配偶者間における傷害・暴行などの件数は 1,718 件、そのうち 1,574 件 (91.6%) は女性が被害者となった事件です。

## ストーカー事案に関する相談件数

平成 15 年の都道府県警察に寄せられたストーカー事 案に関する相談件数は、前年と比べて 530 件(2.4%) 増加し、22,226 件と引き続き多くなっています。

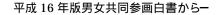
・平成 15 年度におけるストーカー行為の実態は「ストーカー規制法」(H.12)に基づく警告が 1169 件で、前年に比べ 204 件 (21.1%)増加している。

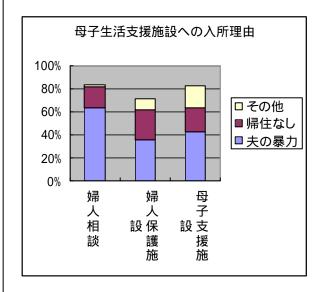
警告に従わない者に対する禁止命令は24件発令され、ストーカー行為罪での検挙件数は185件で前年に比べ15件(8.8%)増加し、禁止命令違反での検挙件数は7件になっている。

#### セクシュアル・ハラスメントの実態

平成 14 年度都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談件数は 7,682 件で、前年比 0.6%増加しており、そのうち女性労働者からの相談件数は 5,924 件 (77.1%)で横ばいとなっている。

平成 16 年度男女共同参画白書抜粋





#### DV がこどもに与える影響は大きい

家庭内で DV(ドメスティック・バイオレンス)等 の暴力が起きていても、直接暴力を受けない 子どもたちは見過ごされてきました。

しかし、子どもたちは深刻な被害を受け心 に大きな傷を持つことになります。

怒りや悲しみを、うまく表現できない子供たちの SOS サインに早く気づいてください。

#### 一人で悩まず あきらめずに支援機関へ

- ・釧路家庭裁判所・釧路市無料法律相談
- ・人権擁護委員会・市町村役場・児童相談所
- ・釧路子供家庭支援センター(旭児童センター)
- ・ 配偶者暴力相談支援センター(支庁)

お知らせ

平成 16 年度青少年の心を育む くしろフォーラムにご参加ぐださいー

主催 フォーラム実行委員会 / 釧路市教育委員会

釧路市の明日を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりについて意見交換をする集いです 開催日 :平成 17 年 1 月 29 日 (土曜日 )10:00~ 12:00 会場 釧路市民文化会館 (小ホール)





## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が

## 改正されました 主な改正のポイントをお知らせします

平成 16年 12月 2日 施行になりました。

## 1. 配偶者からの暴力」の定義の拡大

現行法では、配偶者の暴力は「身体に対する暴力」とされていましたが、改正後は「身体に対する暴力」のほか、「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力・性的暴力)」も含むものとして定義し、保護命令に関する規定等必要な規定については、身体に対する暴力のみを対象とするものとして整理されました。

## 2.保護命令制度の拡充

## 保護命令とは

配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき、被害者を保護するために裁判所が加害者に対して出す命令のこと。

|接近禁止命令||被害者の身辺の付きまとい、住居や勤務先等付近のはいかいを禁止。

退去命令 被害者が住んでいる住居からの退去

## 被害者の子への接近禁止命令

配偶者が被害者の子を連れ戻す等の言動から、被害者が配偶者と会わざるを得ない場合、 更なる危険を防止するために、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者と同居する未成年 の子への接近禁止命令を発することが出来るようになりました。

## 元配偶者へ対する保護命令

保護命令を申し立てる対象者が、改正前は配偶者のみでしたが、離婚後の配偶者に対しても申し立てが出来るようになりました。

#### 対処命令期間の拡大及び再度の申し立て

現行法で2週間だった退去命令の期間を、改正法では2ヶ月間に延長しました。また、 この期間内に転居が完了できない等の事情を認めた場合は退去命令を再度発することがで きるようになりました。

## 被害者と共に生活の本拠にしている住居付近のはいかい禁止

退去命令において、2ヶ月間の住居からの退去に加え、退去住居(被害者と加害者が共に 生活していた住居)付近のはいかい禁止も命ずることとされました。

#### 3.その他、被害者の自立支援の明確化

改正 DV 防止法の全文はこちらをご覧ください

内閣府男女共同参画局 ホームページ http://www.gender.go.jp/

「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為などの被害者のための住民票 / 戸籍の附票の請求等の制限について」関係省令が改正され、7 月 1日に施行になりました。(詳しくは、市町村又は警察・配偶者暴力相談支援センターへ)